

広島県告示第四百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成十九年五月十日までの間、縦覧に供する。

平成十九年四月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

大草三原線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市小坂町大町字真行峠一六二八番一地先から 三原市小坂町大町字大格子二八五一番一地先まで	三・六〇〇 九・〇〇〇	三・六〇〇 九・〇〇〇	三・六〇〇 九・〇〇〇	九・三三・〇〇〇	ダブルウェイ